



2026年4月期 決算短信(日本基準)(連結)

2026年7月14日

上場会社名 株式会社トーシンホールディングス
コード番号 9444 URL <http://www.toshin-group.com/>

上場取引所 東

代表者 (役職名) 管財人 (氏名) 石田 雅文 栗田口 太郎
問合せ先責任者 (役職名) 取締役管理部長 (氏名) 旭 萌々子 TEL 052-262-1122
定時株主総会開催予定日 2026年7月30日 有価証券報告書提出予定日 2026年7月31日
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無 : 無
決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2026年4月期の連結業績(2025年5月1日～2026年4月30日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年4月期	17,795	1.8	259	477.4	70	—	1,376	—
2025年4月期	17,477	2.0	44	86.2	31	—	16	—

(注) 包括利益 2026年4月期 1,358百万円 (—%) 2025年4月期 5百万円 (—%)

	1株当たり当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産経常利益率	売上高営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
2026年4月期	212.86	—	78.1	0.3	1.4
2025年4月期	2.51	—	0.6	—	0.3

(参考) 持分法投資損益 2026年4月期 ー百万円 2025年4月期 ー百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2026年4月期	21,782	1,129	4.9	174.69
2025年4月期	24,702	2,487	10.0	380.07

(参考) 自己資本 2026年4月期 1,063百万円 2025年4月期 2,457百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
2026年4月期	549	1,368	1,372	1,540
2025年4月期	277	1,582	847	2,093

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産 配当率 (連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
2025年4月期	—	10.00	—	—	10.00	64	—	2.7
2026年4月期	—	—	—	—	—	—	—	—
2027年4月期(予想)	—	—	—	—	—		—	

当社は、2026年5月8日、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申し立てを行い(東京地方裁判所令和8年(ミ)第4号)、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされました。これにより、当社は更生会社となり、会社更生法第232条第2項に基づき、2026年5月8日をもって2026年4月期の翌事業年度が終了しております。更生会社における剰余金の配当については、会社更生法第45条第1項第4号により、更生計画の定めるところによらなければ、これを行うことができませんが、管財人において、2026年5月8日において剰余金の配当を更生計画に定める予定はありません。したがって、2026年5月8日における配当は無配となる予定です。

3. 2026年5月8日期の連結業績予想(2026年5月1日～2026年5月8日)

2026年5月8日期は既に終了しておりますので、通期連結業績予想の開示はいたしません。2026年5月8日期の決算短信につきましてもできるだけ早期に開示いたします。

注記事項

(1) 期中における連結範囲の重要な変更 ： 無
新規 ― 社 （社名） 、 除外 ― 社 （社名）

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 ： 無
以外の会計方針の変更 ： 無
会計上の見積りの変更 ： 無
修正再表示 ： 無

(3) 発行済株式数 (普通株式)			
期末発行済株式数 (自己株式を含む)	2026年4月期	6,536,800 株	2025年4月期 6,536,800 株
期末自己株式数	2026年4月期	72,251 株	2025年4月期 71,941 株
期中平均株式数	2026年4月期	6,464,710 株	2025年4月期 6,465,004 株

決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です